

太陽光発電設備設置に係る条例の制定

☎環境対策課環境対策係 ☎028(677)6041

令和5年3月定例議会において「芳賀町太陽光発電設備と地域との調和に関する条例」が可決されました。条例の制定により、太陽光発電設備の設置及び維持管理に関して、設備の周辺地域における災害の防止、良好な景観と生活環境の保全を図り、町民の安心な生活を確保できることとなります。

今回は、条例制定までの経過と町の現状、運用の要点をご紹介します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 条例制定までの経過と県内の条例等制定状況

太陽光発電設備の設置は、平成24年7月に国による固定価格買取制度が始まって以降、全国的に拡大しています。その一方で、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られていないケースが見られ、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民と設置事業者の関係が悪化するなどのトラブルが存在しています。

国では「再生可能エネルギー電気の利用促進に関する法律」の改正、栃木県では「太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を制定するなどして、太陽光発電事業者に対して指導を行っています。

県内市町では、平成28年度から昨年度までに8市4町で条例等が制定され、運用が始まっています。芳賀郡市内では、真岡市・益子町・市貝町で運用されています。芳賀町では、平成25年頃から山林を伐採した太陽光発電設備の設置が増加してきたため、条例の制定を検討してきました。

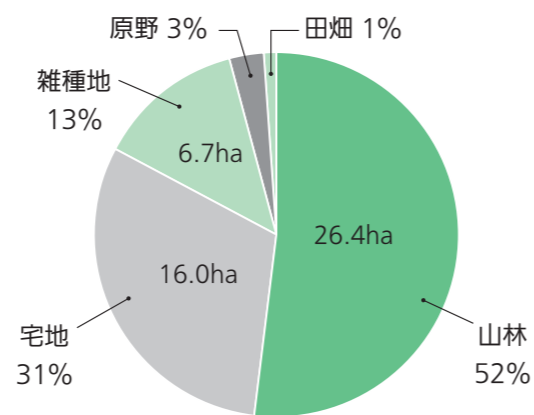
2 芳賀町内の設置状況

町内で太陽光発電設備が設置されている面積は、令和5年1月末現在で50.9ヘクタールです。これは東京ドーム10個分に相当し、令和4年の同時期と比較すると8ヘクタール増加しています。

太陽光発電設備が設置される前の地目別面積では、山林が全体の52%を占め、山林が伐採されて太陽光発電設備が設置されるケースが多いことがわかります。

太陽光発電設備が設置されると、土地の地目が雑種地に変更になり評価が見直されることで、固定資産評価額が高くなり税額が上がります。現在、町の太陽光発電設備設置に係る土地の固定資産税は約26,000千円、償却資産税で52,500千円です。

太陽光発電設備が設置される前の地目別面積割合



令和5年1月末現在設置面積：50.91ha
令和4年1月時点設置面積：42.86ha 8.05ha増（税務課調べ）

また、近年は農地に営農型太陽光発電設備が設置されるケースが少しずつ増え、農地利用面積で7.1ヘクタールになっています。

3 「芳賀町太陽光発電設備と地域との調和に関する条例」の運用ポイント

建物の屋根などに太陽光発電設備を設置する場合を除き、町内の土地に設置する場合、この条例が適用されます。

その1 「抑制区域」の設定

次に掲げる区域に該当するときは、その区域は太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域となります。

具体的には、地すべり等防止法や文化財保護法等で指定されている区域や、県や町が地区計画道路整備計画をしている区域です。また、農用区域内にある農地、第1種農地が抑制区域になっています。

- ・土砂災害やその他自然災害が発生するおそれがある区域
- ・豊かな自然環境や魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域
- ・その他設置事業により、事業区域周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域



その2 条例の適用区分

太陽光発電設備を設置する場合、発電出力によって許可や届出が必要です。



▲営農型発電設備

発電出力が50kw以上の事業用の設備

→町長の許可が必要です。

抑制区域内に設置する場合

→発電出力に関係なく町長の許可を受けなければなりません。営農型発電設備はこれに該当します。

抑制区域でない場所で、発電出力が10kw以上50kw未満の事業用の設備

→事業の概要書等を、事業着手前に町長に届けなければなりません。